

## 【トピックス】

# ミネラルウォーター類の食品衛生法規格基準の一部改正（令和3年6月）及び水道法水質基準との相違

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう）については、これまでの原水基準と成分規格の双方による規制から、水道法水質基準が参考にされた後者のみによる規制に変更されました。規制内容は平成26年12月、平成30年7月に続き、令和3年6月に改正\*されました。ミネラルウォーター類の食品衛生法規格基準を水道法水質基準と比較して表1、表2、表3に示しました。令和3年6月の規格基準の一部改正は、これまで基準値が設定されていなかったハロ酢酸類（クロロ酢酸・ジクロロ酢酸・トリクロロ酢酸）とフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)に新たに基準値が設定されるとともに、六価クロムの基準値が強化されました。

成分規格基準の項目数は「殺菌又は除菌を行わないもの」では15項目、「殺菌又は除菌を行うもの」では44項目です。成分規格基準項目は水道法水質基準(51項目)・水質管理目標設定項目・要検討項目の中で健康に関する項目を中心に設定されています。水道水には水質基準が設定されているアルミニウム、鉄、ナトリウム、塩化物イオン、硬度など常に含まれている成分やかび臭物質・フェノール類・界面活性剤などについてミネラルウォーター類では規格基準が設定されていません。規格基準値は水道法水質基準値・目標設定項目目標値・要検討項目目標値と比べて鉛、フッ素、ホウ素、マンガン、バリウムでは高く、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン、アンチモン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)では低く規定されています。

表1 水道法水質基準(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

水道法水質基準 (51項目) 基準値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類		
		殺菌又は除菌を行わない もの (15項目)	殺菌又は除菌を行うもの (44項目)	
03	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/L 以下であること	カドミウム 0.003mg/L以下であること	
04	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/L 以下であること	水銀 0.0005mg/L以下であること	
05	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/L 以下であること	セレン 0.01mg/L以下であること	
06	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/L 以下であること	鉛 0.05mg/L以下であること	
07	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/L 以下であること	ヒ素 0.01mg/L以下であること	
08	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02mg/L 以下であること	六価クロム 0.02mg/L以下であること	
09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること	亜硝酸性窒素 0.04mg/L以下であること	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L 以下であること	シアン(シアンイオン及び塩化シアン) 0.01mg/L以下であること	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下であること	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8mg/L 以下であること	フッ素 2mg/L以下であること	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0mg/L 以下であること	ホウ素 5mg/L以下であること	
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下であること	—	0.002mg/L以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下であること	—	0.04mg/L以下であること
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下であること	—	シス体とトランス体の和として 0.04mg/L以下であること
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下であること	—	0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下であること	—	0.01mg/L以下であること

表1(続き) 水道法水質基準(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

水道法水質基準(51項目) 基準値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類		
		殺菌又は除菌を行わない もの(15項目)	殺菌又は除菌を行うもの (44項目)	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	—	0.004mg/L以下であること
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	—	0.01mg/L以下であること
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること	—	0.6mg/L以下であること
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	—	0.02mg/L以下であること
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	—	0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	—	0.03mg/L以下であること
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	—	0.1mg/L以下であること
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること	—	0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	—	0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	—	0.03mg/L以下であること
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	—	0.03mg/L以下であること
30	プロモホルム	0.09mg/L以下であること	—	0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	—	0.08mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/L以下であること	—	—
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/L以下であること	—	—
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/L以下であること	—	—
35	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/L以下であること	銅 1mg/L以下であること	—
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/L以下であること	—	—
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/L以下であること	マンガン 0.4mg/L以下であること	—
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	—	—
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下であること	—	—
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること	—	—
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	—	—
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること	—	—
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること	—	—
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	—	—
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L以下であること	—	—
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	—	有機物(全有機炭素) 3mg/L以下であること
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	—	—
48	味	異常でないこと	—	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと	—	異常でないこと
50	色度	5度以下であること	—	5度以下であること
51	濁度	2度以下であること	—	2度以下であること

表2 水道法水質管理目標設定項目(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

水質管理目標設定項目 目標値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行わない もの(15項目)	殺菌又は除菌を行うもの (44項目)
01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	アンチモン 0.005mg/L 以下であること
02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	—
03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	—
05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	— 0.004mg/L 以下であること
08	トルエン	0.4mg/L 以下	— 0.4mg/L 以下であること
09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	— 0.07mg/L 以下であること
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	— 0.6mg/L 以下であること
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	— 0.01mg/L 以下であること
16	残留塩素(遊離)	1mg/L 以下	— 残留塩素 3mg/L 以下 であること
16	残留塩素(結合)		

表3 水道法要検討項目(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

要検討項目 目標値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行わない もの(15項目)	殺菌又は除菌を行うもの (44項目)
02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L 以下	バリウム 1mg/L 以下であること

\*:食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(清涼飲料水の規格基準の一部改正) 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知 生食発0629第4号 令和3年6月29日

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】